

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年1月15日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 赤川 裕志

1 業務概要

- (1) 業務名 臼尻漁港外2港事業評価その他業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、臼尻漁港、久遠漁港及び青苗漁港における前特定漁港漁場整備事業計画の完了後評価にかかる資料作成を行うとともに、臼尻漁港の現行特定漁港漁場整備事業計画の変更に向けた検討を行うものである。
本業務の主な内容は以下のとおりである。
 - (1) 計画準備
 - (2) 資料収集整理
 - 1) 資料収集整理、2) ヒアリング調査
 - (3) 事業効果等の分析 【臼尻漁港、久遠漁港、青苗漁港】
 - 1) 費用の算定、2) 便益の計測、3) 費用対効果分析
 - (4) 資料の作成 【臼尻漁港、久遠漁港、青苗漁港】
 - 1) 基礎資料の作成、2) 委員会資料の作成
 - 3) 水産庁提出様式の作成
 - (5) 臼尻漁港の現行特定漁港漁場整備事業計画の変更に向けた検討
【臼尻漁港】
 - 1) ヒアリング調査、2) 計画変更方針の整理、
 - 3) 計画変更資料案の作成、4) 事業評価資料の作成
 - (6) 報告書の作成
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃

金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年1月15日付け北海道開発局長）に示すところにより、臼尻漁港外2港事業評価その他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページに掲載する（下記アドレス参照）。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(3) 評価テーマに関する技術提案

5 手続等

(1) 担当部局

〒040-8501 北海道函館市大川町1-27

北海道開発局函館開発建設部 契約課 上席専門官

電話 0138-42-7532 (直通) 電子メール hkd-hk-nyusatsu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和8年1月15日(木)から令和8年2月24日(火)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分(最終日は12時00分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年1月15日(木)9時00分から令和8年1月27日(火)12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

(4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年2月10日(火)9時00分から令和8年2月24日(火)12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(3) 上記2(1)イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の申請を受理されていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者(一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限において、当該資格の決定を受けていなければならない。

(4) 技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。

(5) 本業務に係る見積決定及び契約締結は、令和8年4月9日を予定しているが、予算成立が令和8年4月10日以降となった場合は、予算成立日に見積決定及び契約する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分の

みの契約とする。

(6) 詳細は説明書による。